

戸建住宅について

戸建住宅については、個人の責任において火災予防が図られるべきとの趣旨から、消防法施行令別表第1に計上されておらず、基本的に消防法令の適用対象外との位置づけとなっていましたが、住宅火災による死者低減の観点から、新たに消防法第9条の2の規定が整備され、住宅用火災警報器などの設置義務化が図られております。